

工場の設置・変更認可を受けた事業者の方へ

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)による届出

1. 工事完成届出書(第9号様式)

工場の設置・変更の工事が完成したときは、その日から15日以内に届出が必要です。区では、工場が認可の内容及び条件に適合しているか検査し適合していると認められるときは、認定書(第10号様式)を発行します。この認定を受けた後でなければ、当該申請にかかわる工場又は工場の変更部分の使用を開始することはできません。

【条例第84条】

2. 工場表示板(第11号様式)

認可を受けた者は、別紙見本の表示板を当該工場の外部から見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

【条例第85条】

3. 工場変更認可申請書(第7号様式)

工場の業種、作業の種類及び方法、建物及び施設の構造及び配置等を変更しようとする場合は、あらかじめ変更認可を受けなければなりません。手続は工場設置認可申請とほぼ同じです。

工場変更認可申請手数料 1件につき 7,600円

【条例第82条】

4. 工場氏名等変更届(第13号様式)

工場設置者の氏名、住所、工場の名称等の変更があったときは、その日から30日以内に届出の必要があります。

【条例第87条】

5. 工場承継届(第15号様式)

工場を譲り受け、借り受けたとき、又は工場認可を受けた者について、相続又は合併、分割があったときは、その日から30日以内に届出の必要があります。

【条例第88条】

6. 工場廃止届(第14号様式)

工場を廃止したときは、その日から30日以内に届出の必要があります。届出時には、特定有害物質取扱状況報告書にも記入・押し印し提出してください。9の項も必ずご覧ください。

【条例第87条】

7. 工場事故届(第19号様式)

事故により、工場から公害を発生させたとき、届出の必要があります。

【条例第98条】

8. 適正管理化学物質の使用量等報告書・化学物質管理方法書(第28号・第29号様式)

「適正管理化学物質」を年間100kg以上取り扱う事業者は、前年度の使用量等を把握し、翌年度の4月～6月の間に報告してください。また、すべての適正管理化学物質取扱事業者のうち、従業員数が21人以上の事業者は、化学物質管理方法書を提出してください。

【条例第110条第1項・第111条第2項】

9. 土壌汚染状況調査報告書(第32号様式)

「特定有害物質」を取り扱い、又は取り扱ったことがある事業者は、工場を廃止、又は建物の全部もしくは主要な部分を除却しようとするとき、敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を区に届け出る必要があります。

【条例第116条第1項】